

食品安全委員会（第630回会合）議事概要

日 時：平成28年11月22日（火） 14：00～15：03

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道0名、行政機関5名、一般9名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・農薬 5品目

- | | |
|-------------|------------------|
| [1] カズサホス | [2] クロラントラニリプロール |
| [3] フルチアニル | [4] ヘキサコナゾール |
| [5] メタフルミゾン | |

→厚生労働省から説明。

「カズサホス」及び「メタフルミゾン」について、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるため、農薬専門調査会で調査審議することとなった。

「クロラントラニリプロール」及び「フルチアニル」について、農薬専門調査会で調査審議することとなった。

「ヘキサコナゾール」について、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価結果について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の1の（1）の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないとき」に該当し、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を厚生労働大臣に通知することとなった。

・動物用医薬品及び飼料添加物 1品目 タイロシン

→厚生労働省から説明。

本件について、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

・農薬 1案件

飼料用農作物残留に係る農薬登録保留基準等の見直しについて

→環境省から説明。

今般の飼料用農作物に係る登録保留基準の改正については、家畜代謝・残留試験に乳汁移行試験の内容も含まれており、食品健康影響評価に基づき設定される残留農薬基準が使用されていること等から、畜産物により人への食品を介した安全性は担保されていると考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当することが確認された。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について
・「家畜に使用するコリスチンに係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の熊谷委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を薬剤耐性菌に関するワーキンググループに依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「スピネトラム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「一日摂取許容量 (ADI) を0.024 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。